

正徳・享保期における下利根川中流域の漁業と村々

後藤雅知

Fishing Operations and Villages in the Middle Reaches of the Lower Tone River during the Shotoku and Kyoho Periods (1711-1736)

はじめに

- ① 正徳四～五年の漁場争論
- ② 享保期の佐原・篠原・津宮三か村の動向
おわりに

[論文概要]

本稿では、東総地域における漁業社会構造の一端を明らかにするために、下利根川中流域で起きた正徳・享保期の漁場争論を取り上げて検討を加えた。正徳四～五年にかけて、下総国香取郡佐原・篠原・津宮三か村と、三か村より上流の漁場を運上金上納の対価として請け負った「運上川」請負人との争論が起き、三か村は村前漁場を川ではなく入海とすることで、「運上川」から分離することに成功したが、漁場範囲は狭められた。この争論において、「運上川」請負人は下流域では川魚の遡上路を確保することが第一であり、これを阻害する新規漁業は中止されるべきであると主張したが、幕府の判断では認められず、三か村前での地引網漁業が優先された。下利根川中流域では、村前漁場での地引網漁は川魚の遡上を阻害する漁業とは認定されず、下流域の村々の意向によって、以後も自由に操業されることが許容された。また享保期には、流域の百姓が、より高額の運上金を上納する代わりに、新たに他村の村前に地

引網の網代を設定しようとする動向が強まり、三か村は倍額の網代役永や海役米を上納するとともに、旧来から一貫して村前漁場を利用してきた由緒を強調して、自村の漁場占有を堅持せざるをえなくなった。この過程で、新規に網代を設定しようとする百姓との差異を強調するべく、三か村は網代役永の上納は地引網代利用の対価に過ぎず、これよりも海役米上納こそが、漁業のほか、村前漁場範囲内での砂洲の開発・肥料採取などを行なうる根拠、すなわち漁場占有の中核的論拠であると主張するようになった。こうして三か村は村前漁場を確保したが、正徳期争論の結果、三か村より下流の村々が新規に地引網の網代を設定することに対する干渉で、享保期以降は、不漁に直面せざるをえなくなるのである。